
ごみ処理施設整備事業
ごみ処理施設建設工事
優先交渉権者選定基準

令和7年4月9日

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合

ごみ処理施設建設工事 優先交渉権者選定基準

目 次

第1章	優先交渉権者の選定手順.....	1
第2章	参加資格審査.....	3
第3章	提案審査.....	3
第4章	提案書に関するヒアリング.....	6
第5章	審査結果等の公表.....	6

第1章 優先交渉権者の選定手順

1 優先交渉権者選定基準の位置づけ

ごみ処理施設整備事業（以下「本事業」という。）のうち、ごみ処理施設建設工事（以下、「本工事」という。）を実施する建設事業者は、本工事において設計・施工されるエネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設（以下「本施設」という。）に係る専門的な知識やノウハウを有することが必要となるため、優先交渉権者の選定に当たっては、見積価格だけでなく、提案内容によって優先交渉権者を選定する公募型プロポーザル方式を採用する。

この「ごみ処理施設整備事業 ごみ処理施設建設工事 優先交渉権者選定基準」（以下「優先交渉権者選定基準」という。）は、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合（以下「本組合」という。）が本工事を実施する建設事業者の募集及び優先交渉権者の選定を行うに当たって、プロポーザルに参加しようとする者（以下「プロポーザル参加者」という。）に提示する公募要領と一体のものである。

優先交渉権者選定基準は、プロポーザル参加者が行う提案に指針を与えることを目的に、プロポーザル参加者から提出された見積価格と提案書を客観的に評価する基準及び方法等を示すものである。

2 選定手順

本工事における優先交渉権者等の選定は、公募型プロポーザル方式に基づき、図1に示す手順で実施する。

(1) 参加資格審査

本組合は、提出された参加資格審査申請書類を確認し、公募要領に記載のプロポーザル参加者の備えるべき参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）を満たしているか否かを審査する。

なお、参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

(2) 提案審査

ア 提案書の基礎審査

本組合は、提案書に記載された内容が、優先交渉権者選定基準に示す基礎審査項目を満たしているか否かを審査する。基礎審査項目を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

ただし、本組合が軽微な不備・不足と考えるものにあつて、かつプロポーザル参加者に確認した結果、提案書全体に影響を及ぼすような重大な問題が無く、部分的な訂正又は対応により参加資格要件を満たしていることを判断したものについてはその限りでない。

イ 提案書の技術審査

ごみ処理施設建設工事に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）は、優先交渉権者選定基準に示す審査基準及び得点化方法に従って提案書を評価する。

ウ 開封及び見積価格の確認

本組合は、見積書に記載された見積価格が見積書比較価格を超えていないことを確認する。この結果、見積価格が見積書比較価格を超える場合は失格とする。

エ 価格審査

委員会は、見積価格について、優先交渉権者選定基準に示す価格評価点の算定式に従って評価する。

オ 総合評価点の算定

委員会は、提案書の技術審査及び価格審査における得点を合計し、総合評価点を算定する。

カ 優先交渉権者等の選定

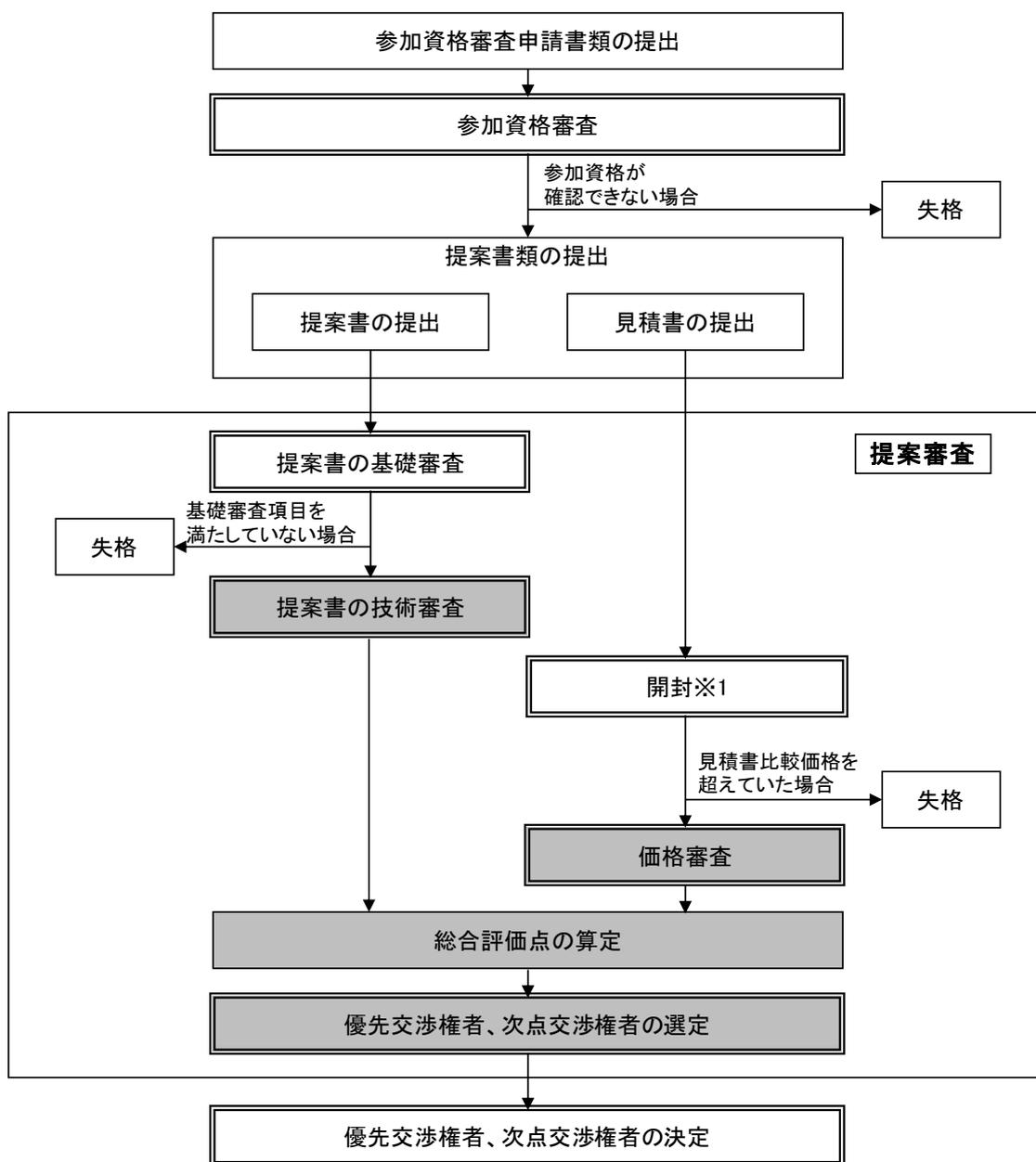
委員会は、総合評価点が最も高い提案を行ったプロポーザル参加者を優先交渉権者として、次いで総合評価点が高い提案を行ったプロポーザル参加者を次点交渉権者として選定する。

総合評価点が最も高い提案が複数ある場合は、該当プロポーザル参加者のくじ引きにより優先交渉権者を選定する。次いで総合評価点が高い提案が複数ある場合においても、同様とする。

なお、プロポーザル参加者が1者であった場合でも、提案審査を行い、優先交渉権者を選定する。

キ 優先交渉権者の決定

本組合は、委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。なお、プロポーザル参加者が1者であった場合には、本組合は優先交渉権者のみを決定する。



※1 提案書の基礎審査において失格となった者の提出した見積書は、開封しない。

※2 図中網掛け部分の事務は、委員会が行う。

図1 優先交渉権者の選定手順

第2章 参加資格審査

1 参加資格要件の確認

本組合は、参加資格審査申請書類が、次の事項を満たしているか否かを確認する。なお、参加資格審査基準日は、参加資格審査申請書類の提出日とする。

詳細については、公募要領「第3章 プロポーザル参加者に関する条件等」及び「第6章 提出書類」を参照のこと。

- (1) 書類が全て揃っている（提出部数を含む）。
- (2) 公募要領に示す参加資格審査申請書類の提出に関する条件を満たしている。
- (3) 公募要領に示す参加資格要件を満たしている。

第3章 提案審査

1 提案書の基礎審査

本組合は、提案書に記載された内容が、次の基礎審査項目を満たしているか否かを審査する。

詳細については、公募要領「第6章 提出書類」を参照のこと。

- (1) 書類が全て揃っている（提出部数を含む）。
- (2) 募集要項に示す提案書類の提出に関する条件を満たしている。
- (3) 提案書の内容が発注仕様書に示す発注仕様を満たしている。
- (4) 提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がない。

2 提案書の技術審査

(1) 提案書の得点化方法

ア 提案を求めている審査項目は、表1に示す技術提案に関する得点化方法により得点を付与する。

表1 技術提案に関する得点化方法

評価	審査基準	得点化方法
A	提案内容が優れており、かつその効果が期待できる	配点×1.00
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	提案内容の効果がある程度期待できる	配点×0.50
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	発注仕様に反していないものの、提案内容が優れているとは言い難い	配点×0.00

イ 各審査項目の評価点については、各委員が個別に行った評価の平均値とし、表2に示す算定式①により算定する。なお、平均値は、小数第3位を四捨五入して算定した値とする。

表2 審査項目の評価点の算定式

算定式①【審査項目の評価点の算定式】
$(\text{審査項目の評価点}) = \frac{\text{各委員の(審査項目の配点} \times \text{得点化方法)の合計}}{\text{委員人数}}$

ウ イの結果をもとに、各プロポーザル参加者の得点の合計を表3に示す算定式②により算定し、当該プロポーザル参加者の技術評価点とする。

表3 技術評価点の算定式

算定式②【技術評価点の算定式】
$\left(\begin{array}{l} \text{当該プロポーザル} \\ \text{参加者の技術評価点} \end{array} \right) = \text{審査項目(No.1~No.17)の評価点の合計}$

(2) 技術審査の審査項目、審査の視点及び配点

技術審査の審査項目、審査の視点及び配点は、表4に示すとおりとする。

建設工事等に関する事項の審査項目は、本施設の基本方針「環境負荷を低減した施設」「安全・安定的な処理を維持できる施設」「施設整備コストと維持管理コストのバランスに優れた施設」を柱としており、審査の視点は建設事業者特に創意工夫を期待する事項を選定したものである。また、配点はその重みを示している。

表4 技術審査の審査項目、審査の視点及び配点

審査項目	No.	審査の視点	配点 60点
1 本事業並びに本工事に対する取組方針及び取組姿勢			2点
ア 取組方針及び取組姿勢	1	本事業並びに本工事に対する積極的な取組方針及び取組姿勢を期待する。	2点
2 建設工事等に関する事項			53点
(1) 環境負荷を低減した施設			9点
ア 排ガス処理対策	2	エネルギー回収型廃棄物処理施設における排ガス処理対策について、管理基準値を満足するための設備構成について、ランニングコストとのバランスに配慮した計画性と妥当性を期待する。	2点
イ 臭気対策	3	エネルギー回収型廃棄物処理施設のごみピットなどから発生する臭気について、管理基準値を満足するための具体的な対策を期待する。	4点
ウ 騒音・振動対策	4	マテリアルリサイクル推進施設における破砕機、コンベヤ間の乗り継ぎ部、圧縮梱包機などから発生する騒音及び振動に対する具体的な低減対策を期待する。	3点
(2) 安全・安定的な処理を維持できる施設			34点
ア 構造計画	5	本施設の支持層の考え方及び支持層の確認方法並びに基礎構造の考え方について、計画性と妥当性を期待する。	2点
イ 雪害対策	6	特別豪雪地帯かつ季節風の影響がある地域特性を踏まえ、冬季においても安全・安定的な処理を維持するための雪害対策について、計画性と妥当性を期待する。	5点
ウ ごみ質変動に配慮した焼却炉の特徴	7	エネルギー回収型廃棄物処理施設に納入する焼却炉の特徴について、長所及び短所、短所の改善方法、運転時の注意事項などを説明するとともに、ごみ質の変動を受けやすい小規模施設であることに對し、運転制御方法を含めた安定稼働への具体的な提案を期待する。	6点
エ 火災による延焼防止対策	8	エネルギー回収型廃棄物処理施設のごみピット、マテリアルリサイクル推進施設の粗大・不燃ごみライン（破砕設備、搬送・選別設備）などで火災が発生した場合において、本施設の延焼被害を抑制するための計画性と妥当性を期待する。	5点
オ プラスチックラインの設備構成及び考え方	9	処理不適物からピックアップした製品プラスチックの投入場所及び投入方法を含めたプラスチックラインの設備構成及び考え方について、計画性と妥当性を期待する。	4点
カ 屋外配置動線計画	10	汚泥再生処理センター、既存ストックヤード棟及び後期工事で整備する資源物保管施設を含む施設全体について、分かりやすい車両動線、事故防止対策、落雪スペースの確保などの計画性と実現性を期待する。	4点
キ 屋内配置動線計画	11	各種収集車両、直接搬入車両及び作業重機の動線、事故防止対策、作業員の安全確保及び作業効率性への配慮などに対する計画性と実現性を期待する。	4点
ク 運転指導計画	12	既設から処理方式の変更及び追加があることを考慮し、試運転期間中における運転指導の内容について計画性と実効性を期待する。	4点
(3) 施設整備コストと維持管理コストのバランスに優れた施設			10点
ア 運転時における年間補修費①	13	エネルギー回収型廃棄物処理施設の補修費低減対策について、計画性と妥当性を評価するとともに、19年9ヶ月間の補修費（年度別の総額、平均）が安価な方が望ましい。	4点
イ 運転時における年間補修費②	14	マテリアルリサイクル推進施設及び計量棟の補修費低減対策について、計画性と妥当性を評価するとともに、19年9ヶ月間の補修費（年度別の総額、平均）が安価な方が望ましい。	2点
ウ 運転時における年間用役費①	15	エネルギー回収型廃棄物処理施設の使用費低減対策（電気、水道、燃料、薬品）について、計画性と妥当性を評価するとともに、19年9ヶ月間の維持管理費（電気使用料・水道使用料・燃料使用料・薬品使用料）（年度別の総額、平均）が安価な方が望ましい。	3点
エ 運転時における年間用役費②	16	マテリアルリサイクル推進施設の使用費低減対策（電気）について、計画性と妥当性を評価するとともに、19年9ヶ月間の維持管理費（電気使用料）（年度別の総額、平均）が安価な方が望ましい。	1点
3 地域経済の活性化			5点
ア 地域経済の活性化	17	協力企業の活用、資機材の調達、本工事に関連する雇用を含めた、構成市町の地域経済活性化に資する取り組みについて、妥当性と実効性を期待する。	5点

3 開封及び見積価格の確認

本組合は、提出された見積価格が見積書比較価格を超えていないことを確認する。なお、見積価格の確認のための開封は、提案書の技術審査終了後に実施する。

見積価格が見積書比較価格を超えていない場合は、価格審査を行うこととし、見積価格が見積書比較価格を超える場合は、当該プロポーザル参加者を失格とする。

4 価格審査

価格評価点は、見積価格を用い、表5に示す算定式③により当該プロポーザル参加者の価格評価点とする。なお、価格評価点は、小数第3位を四捨五入した値とする。

提出された見積価格が定量化限度額以下の場合、当該プロポーザル参加者の価格評価点は、40点とする。なお、定量化限度額は、開封時に公表する。

表5 価格評価点の算定式

算定式③【価格評価点の算定式】
■最低見積価格>定量化限度額の場合
$\left(\begin{array}{c} \text{当該プロポーザル参加者の} \\ \text{価格評価点} \end{array} \right) = 40 \text{点} \times \frac{\text{最低見積価格}}{\text{見積価格}}$
■最低見積価格≤定量化限度額の場合
$\left(\begin{array}{c} \text{当該プロポーザル参加者の} \\ \text{価格評価点} \end{array} \right) = 40 \text{点} \times \frac{\text{定量化限度額}}{\text{見積価格}}$
※見積価格が定量化限度額以下の場合、当該プロポーザル参加者の価格評価点は40点とする。

5 総合評価点の算定方法

「2 提案書の技術審査」、「4 価格審査」により算出した評価点から、表6に示す算定式④により、各プロポーザル参加者の総合評価点を算出する。

表6 総合評価点の算定式

算定式④【総合評価点の算定式】
$\left(\begin{array}{c} \text{当該プロポーザル} \\ \text{参加者の総合評価点} \\ \text{(満点：100点)} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{当該プロポーザル} \\ \text{参加者の技術評価点} \\ \text{(満点：60点)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{当該プロポーザル} \\ \text{参加者の価格評価点} \\ \text{(満点：40点)} \end{array} \right)$

第4章 提案書に関するヒアリング

委員会は、提案書の審査及び評価を行うにあたり、プロポーザル参加者に対してヒアリングを行う。なお、ヒアリングについては、プロポーザル参加者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施する。ヒアリングの開催要領の詳細は、別途通知する。

第5章 審査結果等の公表

審査結果等については、公表を行うとともに、プロポーザル参加者に対して個別に通知する。